

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会  
接続料の算定等に関するワーキンググループ（第1回）議事概要

日時 令和7年11月10日（月）17:00～19:14

場所 オンライン会議による開催

参加者 (1) 構成員

相田主査、関口主査代理、高橋構成員、橋本構成員

(2) オブザーバー

|            |        |        |                       |
|------------|--------|--------|-----------------------|
| NTT東日本株式会社 | 中井 裕史  | 経営企画部  | 営業企画部門長               |
| NTT西日本株式会社 | 木下 雅樹  | 経営企画部  | 営業企画部門長               |
| 株式会社NTTドコモ | 東原 弘   | 経営企画部  | 接続推進室長                |
|            | 福山 佳子  | 経営企画部  | 料金企画室長                |
| KDDI株式会社   | 橋本 雅人  | 相互接続部長 |                       |
|            | 野平 秀典  | 相互接続部  | 推進1グループリーダー           |
|            | 田淵 翔   | 相互接続部  | 推進2グループリーダー           |
| ソフトバンク株式会社 | 伊藤 健一郎 | 渉外本部   | 通信サービス統括部<br>相互接続部長   |
|            | 齊藤 光成  | 渉外本部   | 通信サービス統括部<br>相互接続部 課長 |
|            | 原 裕樹   | 渉外本部   | 通信サービス統括部<br>相互接続部 課長 |

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会 主査

前田 圭介 MVNO委員会運営分科会 副主査

(3) 総務省

湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、  
飯倉総務課長、井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長、  
小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、  
伊井料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

(1) 加入光ファイバ接続料の算定方法に関するヒアリング

○ 関係事業者等ヒアリングを実施した。

(ヒアリング対象事業者：NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

(2) モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】

○ 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) 令和8年度接続料算定に用いる入力値の見直しについて【非公開】

○ 事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

## 【主な発言】

### (1) 加入光ファイバ接続料の算定方法に関するヒアリング

#### ○相田主査

NTTの資料1につきまして、最後の13ページ目、電柱の耐用年数見直しについてということで、見直していただいたのは大変結構なことでございますけれども、これだけのことだと35年の妥当性というのがなかなか検証しづらいということで、もう少し増減法でのデータですとか、その他いろいろ考慮された内容ということについて、もう少し詳しく御説明いただく機会を設けていただくということは可能でしょうか。

#### ○NTT東日本

かなり経営情動的なところも含みますので、こういった形でお示しできるかというのは検討したいと思います。

#### ○相田主査

場合によっては構成員限りというようなことが生じるかと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願いたします。

#### ○橋本構成員

まず、NTT東西のスライドの人件費や物件費の高騰とかで企業物価指数を用いて予測をしたいという9枚目のスライドに関してですが、企業物価指数の総平均はBtoBの取引になるので比較の変動額が大きくなってしまいうという難点があるかなと考えており、なぜ企業物価指数の総平均なのかなというのをお聞きしたいです。というのは、企業物価指数以外にも、例えば変動少し和らげるという意味では、消費者物価指数のほうがワンクッションありますので、少し変動が緩くなると思います。それからNTT東西の本日の御発言のように、複数年で費用を徴収していくという発想があるならば、むしろ消費者物価指数のほうが少しタイムラグがあるのですけれども、複数年で徴収していくには向いているのかなと、直感的にはそのように感じました。ということでその点、なぜ企業物価指数の総平均なのかなというのをお聞きしたいです。

2点目は、KDDIの期待自己資本利益率のところの話で、NTT持株会社の配当を上回ることはないといった御意見があったと思うのですが、スライドでいうと14枚目から21枚目あたりですが、持株会社の中でもドコモの影響がかなり大きいと思うので、この辺の話はドコモの業績が良いということが前提になった話になっているのかなというのを感じました。言い換えると、持株会社の傘下のドコモの業績が悪くなったときは、この前提がもしかしたら成り立たなくなってしまうのではないかなと。そうすると厄介なことになるなというのを感じましたので、その辺いかがかなというのをお聞きしたいです。

3点目なんですけれども、SNCのところの乖離額調整の見直しについて、7枚目のスライドになります。上限と下限を設けてはどうかということですが、これは非常に面白いアイデアだなと思うのですが、その一方で、かなり問題があるのかなと感じていまして、例えば乖離額の徴収に上限を設けた場合に、その上限を超えた部分というのは結局、その年に徴収できないわけですから、それは翌年度以降に繰り越して回収していくと、そういう考えなのか、あるいはそういうことはできないとしてしまうのであれば、接続料規則第14条の費用回収との兼ね合いでややこしいことになるかなと感じております。それから下限のほうも、しっかりした議論が必要なのかなと思います。下限というのは、要するに、頑張った分、余分にあげますよといった報酬のような位置づけ

になっているのかなという感じがしましたが、その辺いかなのかお聞きしたいです。

#### ○NTT東日本

なぜCPIではなくて企業物価指数を採用すべきかというところでございますけれども、まず、CPI、消費者物価指数というのはまさに消費者向けの小売料金の物価の変動だということだと思います。企業物価指数は、企業間取引の物価の平均だと思っておりますけれども、我々が施設保全費を予測するときに、実際に協力会社にかなりの部分をお願いしている部分もあって、そういった実際の企業間取引の指標を用いたほうが、より実態に近いのではないかと、このところ、企業物価指数の方がいいのではないかなと思っております。

安定性の部分については、こちらの9ページのグラフを御覧いただきますと、実際の数字を見ると、そこまで極端に年度によって上振れ、下振れしているわけではなく、一定のトレンドを示しているとは思っておりますので、こういったものを採用するのは検討するのではないかなと思っております。

#### ○KDDI

NTT持株の現状につきましてはドコモはかなり影響が大きいというところで、仮にドコモの業績が悪くなったところで、東西の前提のところにも書かせていただいているのですけれども、接続料の算定において考慮すべき部門というのは、いわゆる利用部門、設備部門とNTT東西は分かれています。設備部門は接続事業者に対して設備を貸している部門になりますので、その収入というものは、あくまで接続料というものになっておりまして、それで適切なコストを回収しているという部門になっているので、仮にドコモではなくて、例えばNTTデータグループが利益の大半を占めるような状況になったとしても、そうしたグループ会社というのは基本的にビジネスにもうけというものを目的としてやっているものになりますので、それと比べてNTT東西の設備部門がいわゆるビジネスのもうけを上回るような利益を上げるような想定を置くというところは少し考えにくいというところで、この説明とさせていただきます。

#### ○ソニーネットワークコミュニケーションズ

1つ目の御質問でございますが、乖離額調整について、上限を超えた場合にはどうするのかというところにつきましては、基本的には先生もおっしゃられたとおり、現行制度に照らせば、後ろの年度に持ち越してならしていくということになるのではないかと考えております。ただ、このような仕組みによってNTT東西様の削減いただいている努力という部分もこれまでもございますので、そういったところにつながるような制度設計になるような検討ができるのではないかと思われますので、そういった点も含めて御議論の部分かなというところでございます。

2点目の御質問、下限はどういうことかというようなお話でございます。こちらも下限を仮に先ほど申し上げたような、NTT東西には削減努力をかなりやっていたと思っていますのですけれど、そういった取組の成果で下限が大きく出たということでありましたら、その後の接続料の削減等にもつながることにもなると思っておりますので、例えば下限につきましては、NTT東西に、そのまま調整等をキャップ以上はしないということであれば、コスト削減のインセンティブにつながるという考え方もあるかなというところで、あくまで予測の精緻化ですとかコスト削減の努力についてどう見るかという観点も含めた御提案というところに入れさせていただいたものになります。

#### ○関口主査代理

KDDIの17、18ページ辺りと、それからソフトバンクの12ページ辺りの議論の中

で、NTT持株会社の株主構成をNTT東西に横置きして、東西は100%持株の子会社ではありますが、国が3分の1保有するとみなした上で、国の保有分については、ソフトバンクはリスクフリーレートを適用すべきと、KDDIは配当相当額でいいという御主張があります。

以前、KDDIはリスクフリーレートでという御主張をパブコメでされたと記憶しておりますが、今回、配当に変えた理由というのがここでは明示されておりませんので、そのことをまずお伺いしたいと思います。

それから、配当で十分だという根拠については、この論法でいくと、政府保有株3分の1に限定した議論をすると、配当性向100%という状況にならざるを得ません。つまり、NTT東西が得た利益については、利益処分を経て全額配当するという一方で、政府にその配当を支払うということになることが想定されます。そうしますと、配当性向100%ということは会社に残余利益は残らないので、その結果、新たな自己資金で設備投資を打てなくなり、当然、全額借金をして設備投資を打つということの意味するのです。そこは他人資本利子として、負債のほうの報酬でいだろうという議論が成り立つのかもしれませんが、少なくとも、一定の自己資本を利用して設備投資をするというのが、健全性の面から私は必須条件だと思っています。加えて、NTTの11ページにありますように、サステナブルな体制の維持のためには一定の保全更新、更改という方針が必要になってくるという御主張に対して、政府保有株に関しては、自己資本を投資に充てることができなくなるということを意味します。

そうすると、1年前、ちょうど昨年暮れに情報通信審議会の通信政策特別委員会で各社をお招きして主張されたのは、非常に重要な管路・とう道という資産をNTTは管理保全する義務があり、その義務を果たしてもらうために持株の株を政府が保有し続けることで、政府に監視をしてもらうんだという御主張をされました。政府保有を維持することによって、サステナブルの体制は維持できるではないかという御主張だったわけです。ところが、今回の御主張をそのまま適用すると、政府保有株式の3分の1部分については、このサステナブルの体制が維持できるようにすることを放棄することを意味すると私は理解します。ましてやソフトバンクのリスクフリーレートになると、10年物の国債を持っていればよく、設備投資はもう要らないと聞こえるわけです。管路・とう道の保全義務をNTT東西に課すということの昨年までの御主張と今回の御主張が真逆の御主張になっているように理解するのですが、このことについて御意見を賜りたいと思います。

## ○KDDI

まず、持株に出資している国の3分の1をそのまま東西に適用するという話ですが、弊社の場合は、直接3分の1を東西に適用するというよりは、持株と東西それぞれ自己資本利益率を算定した上で、持株の自己資本利益率を上限とするということで、持株の自己資本利益を算定するときに国の保有分について考慮するという形になっておりますので、直接東西に3分の1を適用するという形ではございません。

2点目につきましては、3分の1の保有分について、以前リスクフリーレートという話で、今回配当というところで、見直す理由でございますが、資本調達の実態の観点からというところで、国のいわゆる期待リターンをどう考えるかというところは、CAPM的手法自体がいわゆるバーチャルな算定になっておりますので、それを前提とした上で、国というものは一般投資家と違っていわゆる値上がり益を志向する投資家ではないといったところでリスクフリーレート、いわゆるリスクプレミアムをゼロにするというところも考えられるかなとは思ったのですが、実態を反映するという意味で、実際に配当というものが持株から国にも一般投資家にも当然行われているというところがございますので、資本調達コストという観点で、少なくとも最低限配当というのは必ず必要

かと。それが結局、調達コストとしてかかっているだろうというところで、今回配当という形にしております。

さらに、説明のときにも申し上げましたが、ここが配当でいいのか、配当プラスアルファが必要なのかというところは当然議論があると思っております、今回は簡易化という観点から配当のみということにさせていただきましたが、そこは当然議論があるものと考えております。

#### ○ソフトバンク

まずは、今回の持株の政府保有株3分の1をベースに補正すべきという意見をさせていただきましたけど、そもそも持株がNTT東西の株を今100%お持ちだということ踏まえると、CAPM的手法を100%適用するのではなく、そこは政府保有株ということも考慮した上で、自由市場を前提として算定している計算式であるCAPM的手法を何らかの補正を掛ける必要あるのかなということで、御提案させていただきました。

補正の方法はいろいろあると思うのですが、一つはなるべく複雑化しないということも必要かなと思っております、なるべく実態に当然沿った形でということ意識しないといけないのですが、検証できる場所、なるべくデータが公に出ているものを用いて補正するというのが検討に当たっては必要なのではないかと考えておりました、今回は一例として、リスクフリーレートでという提案させていただきましたけど、その辺りの観点を踏まえてどういうところが補正できるかということ議論させていただければと思っております。

1年ほど前から別の議論でも、重要なアクセスインフラである光アクセスインフラを維持するために、政府の保有も当然ある程度必要だということで、重要なインフラを無責任に見捨てないように政府保有株が必要だという御質問を、弊社からもさせていただいておりますけれども、その議論と今回のCAPM的手法に若干の補正が必要ではないかという議論は全然別の議論だと思っております、それはそれで、実態に即した補正をやるべきだと考えておりますので、今回こういった御提案をさせていただきました。

#### ○関口主査代理

KDDIの御説明でも、持株の利益率と東西の利益率と不等号で表して、クッションがあるんだという御説明は、それはそれで分らないのですが、投資の内訳というか、出資者を仮想して政府が3分の1を持っていると仮定して、3分の1は配当相当額以上の利益率は認めないというのは論理的に無理があると思っております。

それから、ソフトバンクの御説明で、リスクフリーレートでは10年物国債以上の利益はもたらさない投資で十分だということになるので、議論が別だと言われても、自己資本の留保利益の中から自己資金は賄っていくというのがビジネスの投資の中の常識なわけで、そこを否定してしまうというのはサステナブルな状況は生まれませんし、巡り巡ると、競争事業者が管路・とう道に敷設されている光回線をシングルスター等で借りるときに設備保全が十分に行われていないものを借りざるを得ないという、自ら首を絞めることになってしまわないかということについて、懸念をいたします。

#### ○高橋構成員

KDDIとソフトバンクに確認なのですが、3分の1、3分の2というのは、今のところの頭出しの便宜的なもので、そこには別にこだわりはないと考えてよろしいですか。

#### ○KDDI

CAPM的手法に対してどう補正をかけるかという意味で、今回、我々が提案したものが唯一とは考えておりませんので、そういった意味で3分の1、3分の2にこだわるものではないというように聞かれれば、ほかにも案があるかもしれないとは考えております。

#### ○高橋構成員

3分の1、3分の1とは乱暴だなというのが私の感覚で、そういう補正をかけるにしても、それは単純に3分の1、3分の2だというのは、持株の中の資本構成の問題もありますから、それはないなというのが私の感想です。

#### ○ソフトバンク

3分の1、3分の2という切り口は、今回、政府保有株が3分の1というところで、そこが数字的にも明確な違う扱いをしているというところで、分かりやすいところもありました。そこでまず、3分の1の政府保有株の相当する資本と、残り3分の2を自由市場の中でというところで、考え方を明確に分けてというところで、考え方が一つの切り口としてあり得るのではないかという御提案させていただきましたけど、ほかにもいろいろ補正をするという意味ではやり方があるかと考えております。そこは今回、具体的な御提案できませんでしたが、資本全体をどういうふうに補正するかというアイデア、考え方が何か立てられるのであれば、3分の1、3分の2にこだわるものではないと思っております。

#### ○高橋構成員

よく分かりました。今日の話というのはコストの部分と報酬の部分との話で、それぞれに報酬はどのように考えるべきか、コストはどのように考えるべきかという両建てなのですけど、最終的なゴールとしては接続料を下げるというのが先にありきで、それに合わせた操作みたいな感じになると議論としてはまずいかなと思います。報酬はどういう実態を反映して決めるべきかだとか、原価も人件費等と資材費等も上がっている中で、今までNTT東西がいろんな努力をされてコストダウンされてきたと思うのですけれども、それを消してしまうような物価高というものもあるわけで、そのところは切り離して適切に議論しないと、コストが下げられないから報酬を下げるというような話にはいけないなというのが私のコメントです。

#### ○関口主査代理

高橋構成員の御意見に私も賛同いたします。

なお、3社のプレゼンの中で、全て自己資本比率の算定上、モバイルが行っている公表した貸借対照表をそのまま使うということに変更をかけたほうが良いという御主張だったのですが、本来逆で、モバイルが固定に直すことはあっても、固定のほうが直すべきではないというのが私のコメントでございます。

実は有利子負債以外の負債について、事例としては退職給付引当金という、退職金を事前に見積もって、その方がお辞めになるまで会社が留保しておくための引当金が分かりやすいと思います。これは組合との労働契約とかいろんな条件はあるにしても、上場会社であれば等しく持っているところでもあります。こういったものは今申し上げたように、例えば今の退職給付引当金でいえば、退職金を実際支払うまでは会社の中で貯めておき、それが不特定の流動資産に化けていると会計学上は説明しております。その意味で、ソフトバンクの資料7ページ目の左側の資産の部のレートベースとの差分については、右側、貸方側のその他の負債から圧縮するという考え方は、要はこういった有利子負債以外の負債と、それから企業内に溜まっていてレートベースではない、つまり投資

には回していない不特定の資産を相殺するという考え方なので、一定の合理性はあると認識しております。

ただ、ソフトバンクの資料 10 ページ目で参考資料として、モバイル接続料算定に係る研究会の報告書を引っ張ってきてくださって、これは書いてあるとおりなのですが、実は「適当ではない」というのは、固定で定めたルールを否定するための言葉であります。当時はまだMNO3社がバラバラのルールで、とにかく一定の基準に従って各社の入力値を入れることによって接続料を算定するというところまで持っていきたいと四苦八苦し、できるだけ共通項を見いだすのにエネルギーを注いでいたタイミングだったのです。MNO3社に固定で行っている操作をすると、当時のNTTドコモが無借金会社になってしまうということがすぐ分かって、そして3社同じ基準でやるのであれば、1社だけ無借金会社にしてしまうのも何か変だなといったことがあって、モバイルは先行していた固定の接続料規則を見ながら、あえて、貸借対照表をそのまま使うという、実際には資産の合計とレートベースは違うわけですが、その調整をしないという選択をしたのです。

だから論理的に考えると、レートベースにまで資産を圧縮したほうがよく、その相手先はその他の負債であるということは、それなりにつじつまが合う説明なので、ここはいじるべきではなくて現状を維持すべきだというのが私の意見でございます。

## (2) モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証結果について【非公開】

- 事務局から、資料5「モバイル接続料の費用配賦見直し結果（令和6年度）及び空中線設備の追加検証結果」について説明があった。その後、質疑応答、意見交換がなされた。

## (3) 令和8年度接続料算定に用いる入力値の見直しについて【非公開】

- 事務局から、資料6「令和8年度接続料算定に用いる入力値の見直しについて」、資料7-1「入力値の見直し一覧（IPモデル）」、資料7-2「経済的耐用年数の算定（IPモデル）」及び資料7-3「コストの試算結果（IPモデル）」について説明があった。その後、質疑応答がなされ、令和8年度接続料算定に用いる入力値について了承された。

(以上)